

志賀原子力発電所の供用期間中検査に関する 指示文書の受領について

平成22年11月15日
北陸電力株式会社

当社は、本日(11月15日)、原子力安全・保安院より「供用期間中検査の適切な実施について(指示)」を受領しましたので、お知らせします。

当社は、他社の原子力発電所において供用期間中検査の計画に反映されていない溶接箇所があった事象を踏まえ、原子力安全・保安院からの指示(7月)に基づき、同様の事象がないかを調査し、同院に報告しました。(8月26日、9月29日お知らせ済み)

【報告内容】

志賀1号機：内側主蒸気隔離弁に接続しているドレン管の溶接箇所(計4箇所)が供用期間中検査の計画に反映されていなかったことから、当該4箇所の追加検査を実施し異常のないことを確認するとともに、同計画に反映した。

志賀2号機：原子炉隔離時冷却系のポンプ支持部材取付け溶接箇所(4箇所)が供用期間中検査の計画に反映されていなかったことから、同計画に反映した。

今回、同院から、各電気事業者の報告内容に共通的な要因があったとして、以下の事項を含めた再発防止対策を検討し、平成22年12月15日までに報告するよう改めて指示がありました。当社はこれに適切に対処してまいります。

- 1．電気事業者と調達先である製造事業者との間で溶接箇所に係る設計情報を十分共有し、供用期間中検査の計画に確実に反映できる体制を構築すること。
- 2．供用期間中検査を規定する社団法人日本機械学会の維持規格の改訂が行われた場合には、その改訂内容を電気事業者内の関係部署において共有し、改訂内容が供用期間中検査の計画に確実に反映させる体制を構築すること。
- 3．供用期間中検査の計画にある検査対象箇所と現場の設備における溶接箇所との不整合が生じないように確認体制を構築すること。

以上